

発議案第37号

UR賃貸住宅を公共住宅として維持・発展させることを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月17日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	塚本路明	印
賛成者	八千代市議会議員	安原哲	印
	同	江野沢隆之	印
	同	奥山智	印
	同	小林恵美子	印
	同	松崎寛文	印
	同	緑川利行	印
	同	山口勇	印

提案理由

国に対し、UR賃貸住宅の公的住宅としての役割を維持・発展させるための施策を行うよう求める。

これが、本案を提出する理由である。

UR賃貸住宅を公共住宅として維持・発展させることを求める意見書

UR賃貸住宅が高齢者の居住の安定に大きく寄与し、公共住宅の役割を果たしてきたことは、公知の事実である。本市の米本・高津・村上団地の居住者のうち約34%が65歳以上である現状からも明らかなことである。また本市では、村上団地16戸、米本団地12戸を市が都市再生機構から借り上げ、市営住宅として市民に貸し出す施策も展開している。

そのような状況の中、都市再生機構は、昨年末の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」の閣議決定を受け今年3月31日に策定した「経営改善に向けた取組みについて」において、家賃設定方法等の見直しとして「継続家賃については、将来のインフレリスクに対応するため、平成27年度中に、改定周期の短縮や引き上げ幅の拡大等家賃改定ルールの見直しを行う」「団地再生・再編に伴う家賃減額措置について、必要な見直しを行う」としている。この都市再生機構の方針は、UR賃貸住宅の公共住宅としての役割を損ねるおそれがある。

よって、本市議会は国に対し、UR賃貸住宅の公共住宅としての役割を維持・発展させるよう、引き続き下記の事項を要望する。

記

1. 賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮して、都市再生機構に対し、高家賃を引き下げ居住者の負担軽減を図るとともに、空き家解消に努めるよう求めること。
2. 公共住宅としてふさわしい家賃制度及び家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

国土交通大臣様